

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則

- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第9号）

- 配偶者等からの暴力を受けた被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、県営住宅の目的外使用許可の対象となる者の範囲を拡大することとした。
- 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 老朽化に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。
普通中層耐火住宅 3団地 141戸
普通簡易耐火住宅 1団地 6戸
- 普通県営住宅に設置する駐車場の整備に伴い、その名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
豊岡一本松住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100

- 普通県営住宅の用途廃止に伴い、次の駐車場を用途廃止することとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額（円）
姫路辻井鉄筋住宅駐車場	姫路市辻井3丁目	6,200
豊岡一本松鉄筋住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100
豊岡一本松テラス住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第9号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項第2号イ及びウ並びに第3号イ(ア)」を「第7条第3号イ(ア) a及びb」に改める。

第2条の2第1項中「第7条第1項第2号イ」を「第7条第3号イ(ア) a」に改め、同項第2号中「から3級までのいずれか」を「又は2級」に改め、同条第2項中「第7条第1項第2号ウ」を「第7条第3号イ(ア) b」に改め、同条第3項を削る。

第41条の2第1号中「第1条第2項」を「第1条第1項」に、「被害者又は」を「配偶者からの暴力又は」に、「暴力を」を「同条に規定する暴力（以下「配偶者等からの暴力」という。）を」に改め、同号に次のよ

うに加える。

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（以下「配偶者暴力相談支援センター」という。）による配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている者

エ 次に掲げる行政機関又は団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者

(7) 配偶者暴力相談支援センター

(i) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所

(ii) (ア)及び(i)に掲げるもののほか、知事が別に定める行政機関又は配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体

別表第5 中姫路辻井鉄筋住宅駐車場の項を削り、

「

豊岡一本松鉄筋住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100
豊岡一本松テラス住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100

」

を

「

豊岡一本松住宅駐車場	豊岡市庄境	4,100
------------	-------	-------

」

に改める。

様式第2の4中「第7条第1項第3号」を「第7条第3号」に改める。

（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表1の部普通中層耐火住宅の款88の項を次のように改める。

88	削除
----	----

第2条のうち、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定のうち同表1の部普通中層耐火住宅の款120の項中

「

25	0.5489	40,700
8	0.5609	40,700
2	0.5630	41,300
3	0.5631	41,300
1	0.5644	41,700
46	0.5880	41,200
16	0.6008	41,200
1	0.6025	41,700

2	0.6031	41,800
4	0.6031	41,900
1	0.6033	41,800
1	0.6039	47,300
21	0.6847	45,700
7	0.6996	45,700
1	0.7017	46,200
1	0.7018	46,200

」

を

「

28	0.5880	41,200
8	0.6008	41,200
1	0.6031	41,800
3	0.6031	41,900

」

に改め、同款147の項を次のように改める。

147	削除
-----	----

第2条のうち兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表第1の改正規定中同表1の部普通簡易耐火住宅の款21の項を次のように改める。

21	削除
----	----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。